

民間規格の制定について

平成 16 年 3 月 22 日
日電規委 15 第 040 号
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、民間自主規格の制定を予定しておりますので、お知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

民間自主規格制定案「IEC 60364 建築電気設備 設計・施工ガイド」

2. 案件の趣旨・目的、内容等について

民間自主規格の制定案について

イ. 規格案の名称及び策定した委員会

規格案の名称：「IEC 60364 建築電気設備 設計・施工ガイド」(案)

策定委員会名：(社)電気設備学会の個別施設設備専門部会

ロ. 策定の主旨・目的、内容等

本案は、IEC 60364 (建築電気設備) 規格を取り入れた電気設備技術基準の解釈第 272 条による電気設備を設計・施工する者が、IEC 規格の内容を理解し、具体的に判断できるものとして、(社)電気設備学会の個別施設設備専門部会で策定されたものを、日本電気技術規格委員会の審議を経て制定しようとするものです。

IEC 60364 (建築電気設備) 規格は、公称電圧交流 1,000V 又は直流 1,500V 以下の電圧で供給される、住宅施設、商業施設及び工業施設などにおける電気設備に適用されます。IEC 60364 規格の内容は、第 1 部「通則」、第 2 部「用語の定義」、第 3 部「一般特性の評価」、第 4 部「安全保護」、第 5 部「電気機器の選定と施工」、第 6 部「検証」及び第 7 部「特殊設備又は特殊場所に関する要求事項」から構成されています。

3. 民間自主規格制定予定日

平成 16 年 5 月末又はそれ以降

4 . 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記のどちらかの連絡先にご連絡下さい。

- ・日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電 話 : 03-3216-0553 内線 252

F A X : 03-3214-6005

所在地 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階

- ・(社)電気設備学会 個別施設設備専門部会 事務局

電 話 : 03-5805-3375

F A X : 03-5805-3265

所在地 : 〒113-0033 東京都文京区本郷 1-12-5

5 . 意見提出期限

平成 1 6 年 4 月 3 0 日 (金)

なお、提出いただいたご意見等は、氏名を伏せて公表する場合がありますので、ご了承下さい。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準（技術基準の解釈）に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。

民間自主規格案については、技術基準の解釈等の改正や審査基準（技術基準の解釈）への引用を要請するものではありませんが、電気事業法に係る電気設備の保安確保に寄与する民間自主規格として関係者に広く利用してもらうことを目的に、日本電気技術規格委員会の承認を得て制定しようとするものです。